



News Release

10-S-0058
2010年5月18日

米国 SEC の証券化商品格付け新規制に対する JCR の対応について

株式会社日本格付研究所 (JCR) は、2007 年 9 月 24 日付けで米国証券取引委員会 (米国 SEC) より米国 NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) としての登録を認められています。

2009 年秋に米国 SEC は NRSRO の規制を改正し、証券化商品の発行体、スポンサー、引受会社 (アレンジャー等と総称) と NRSRO は、2010 年 6 月 2 日を遵守日として、概略以下のような情報開示義務を新たに課されることになりました (Rule 17g-5)。

1. 格付けの依頼を受けた NRSRO は、格付作業中の証券化商品のリストその他の情報をパスワードで保護された自社のウェブサイトに掲載し、格付けの依頼を受けていない他のすべての NRSRO にアクセスを提供する。ウェブサイトへのアクセスは、一定の証明書を米国 SEC に提出し、その写しを格付けの依頼を受けた NRSRO に提出することが条件となる。
2. アレンジャー等は、格付けを依頼した NRSRO に対して提供した、当初格付け付与のための全ての情報ならびにサーベイランスのための全ての情報を、パスワードで保護されたアレンジャーのウェブサイトに掲載し、格付けを依頼していない、上記証明書を提出済みの NRSRO にアクセスを提供する旨の表明書 (Written Representation) を格付け依頼した NRSRO に対して提出する。
3. 格付けの依頼を受けていない NRSRO は、格付けの依頼を受けた NRSRO のウェブサイトと、アレンジャーのウェブサイトアクセスし、情報を閲覧した案件の最低 10%以上に格付けを行う。

この Rule 17g-5 は、我が国の証券化商品市場の実情とはそぐわない面もあり、またアレンジャー等に対する負担に関しても、JCR は米国 SEC に対して申し入れをしており、それに対する米国 SEC の何らかの反応を踏まえて、適正な措置を取る予定です。

JCR では現在、慎重に対応を検討中であり、検討が終わり次第、方針等を発表いたします。

以上

お問合せ先：ストラクチャード・ファイナンス部 電話 03-3544-7023

FAX 03-3544-7028

電子メール sf.monitor@jcra.com

格付けは、信用すべき情報に基づいたJCRの意見の表明であり、その正確性、完全性、特定の目的への適合性等は一切保証されておりません。また、格付けは、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の売買・保有を推奨するものではありません。格付けは原則として発行者から対価を受領して行っております。

※無断コピー・転送は固くお断りします。

株式会社 日本格付研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル
http://www.jcr.co.jp

＜情報提供電子メディア (検索コード)＞

BLOOMBERG (和文: JCRA / 英文: JCR) REUTERS (EJCRA)
QUICK (和文: QR / 英文: QQ) JIJI PRESS 共同通信JLS

＜お問い合わせ先＞

情報・研修部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026